

V 保健事業

1 保健事業実施計画（3期計画）の概要

(1) 計画の趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、健康・医療情報等を活用しながらPDCAサイクルに沿って効果的かつ効率的に保健事業を実施することにより、高齢者に係る健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的として策定しています。

(2) 計画の位置づけ

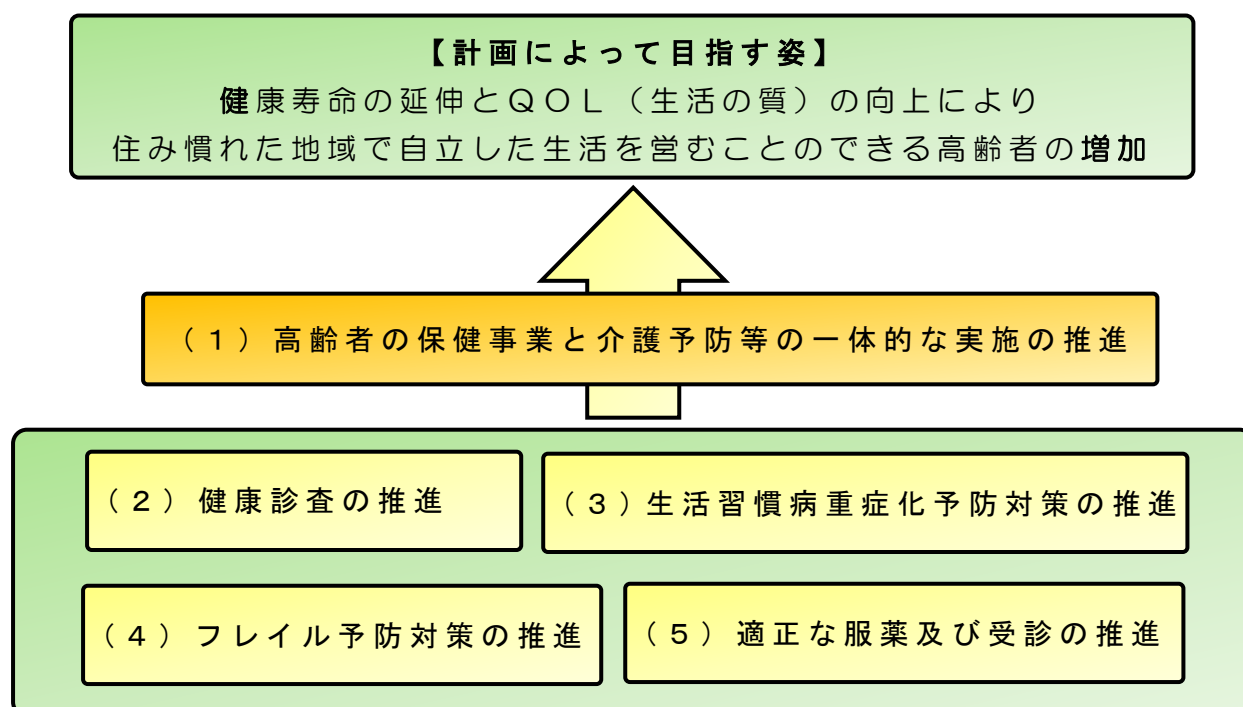
「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」に示された基本方針を踏まえるとともに、「栃木県健康増進計画『とちぎ健康21プラン』」、「栃木県医療費適正化計画」、「栃木県高齢者支援計画『はつらっプラン21』」及び市町が策定している国保データヘルス計画等との調和を図り策定しています。

(3) 計画期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6か年としています。

《計画によって目指す姿》

保健事業実施計画では、現状分析から課題を整理し、健康課題の解決に向けて、今後の方向性を5つにまとめ、計画によって目指す姿（計画全体の目的）を設定しています。



《保健事業の実施内容》

計画によって目指す姿（計画全体の目的）及び5つの方向性（目標）を達成するため、広域連合が取り組む保健事業を3つに分類し、10種類の個別事業を実施します。

①健康診査

- a 健康診査事業
- b 歯科健康診査事業

②高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

- c フレイル対策事業
- d オーラルフレイル対策事業
- e 重複・多剤服薬者相談・指導事業
- f 重複・頻回受診者相談・指導事業
- g 糖尿病重症化予防事業
- h 生活習慣病重症化予防事業
- i 健康状態不明者対策事業

③高齢者の健康づくり

- j 長寿・健康増進事業

2 生活習慣病重症化予防事業

(1) 目的

健康診査の結果及びレセプトデータから、生活習慣病が重症化するリスクが高いにもかかわらず医療機関未受診である者に対し、生活習慣病の重症化を予防するため、受診勧奨等を実施し当該被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的とします。

(2) 対象者選定基準

健康診査の結果が次のいずれかに該当する医療機関未受診者

- ・尿蛋白（+）以上又は eGFR45mL/分/1.73 m²未満
- ・収縮期血圧 160mmHg 以上又は拡張期血圧 100mmHg 以上
- ・LDL180mg/dL 以上又は中性脂肪 500mg/dL 以上
- ・上記に該当する者のほか広域連合と市町が協議して必要と認めた被保険者

(3) 実施結果

令和6年度は、アンケートを含む文書による受診勧奨を実施するとともに、勧奨後に医療機関を未受診の者に対して再勧奨を実施しました。

なお、アンケート未返信者で、医療機関未受診かつ腎機能の低下が心配される者については、情報提供による市町連携を図りました。

	実施人数	受診者数	受診率	市町連携人数
受診勧奨	72人	29人	40.3%	27人

3 糖尿病重症化予防事業

(1) 目的

糖尿病未治療者や治療中断者等に対し、糖尿病発症や重症化、人工透析への移行を予防するため、受診勧奨等を実施し、当該被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的とします。

(2) 対象者選定基準

① 栃木県糖尿病重症化予防プログラムに定める未治療者及び治療中断者

a 未治療者

次のいずれかの基準に該当するものの、最近1年間にレセプトにおける糖尿病受療歴がない者

- ・糖尿病重症化予防段階（健診データにて空腹時血糖 126mg/dL（随時血 200mg/dL）以上又は HbA1c6.5%以上）
- ・糖尿病性腎症重症化予防段階（上記基準に加え、尿蛋白(±)以上又は血清クレアチニン検査を行っている場合、eGFR60ml/分/1.73m²未満）

b 治療中断者

次のいずれかの基準に該当するものの、最近1年間に健診受診歴やレセプトにおける糖尿病受療歴がない者

- ・過去に糖尿病治療歴がある者
- ・過去3年間程度の健診データにて空腹時血糖 126mg/dL（随時血糖 200mg/dL）以上若しくは HbA1c6.5%以上が確認されている者

② 一体的実施・KDB活用支援ツールの事業6において抽出される、HbA1c8.0%以上で、抽出年度に糖尿病薬剤処方歴なしの者

(3) 実施結果

令和6年度は、アンケートを含む文書による受診勧奨を実施するとともに、勧奨後に医療機関を未受診の者に対して再勧奨を実施しました。

また、再勧奨後においても医療機関を未受診である者に対しては、訪問又は電話による面談を実施しました。

なお、アンケートの結果からフレイルの心配がある者や、治療中断者で過去5年間の服薬歴がない者については、情報提供による市町連携を図りました。

	実施人数	電話・訪問 実施人数	受診者数	受診率	市町連携 人数
未治療者	58人	3人	31人	53.4%	7人
治療中断者	36人	11人	8人	22.2%	13人
一体的実施・KDB活用 支援ツール事業6 (コントロール不良)	9人	0人	8人	88.9%	2人

4 フレイル対策事業

(1) 目的

フレイルの概念及び予防の重要性を高齢者及び高齢者にかかわる専門職等に周知するとともに、効果的な保健事業を先行的に実施することで市町の体制づくりを支援し、高齢者の生活の質の向上を図ることを目的とします。

(2) 実施状況

① フレイルの概念の普及・啓発

令和6年度は、市町へフレイル対策のリーフレットを配付し、フレイル概念の普及・啓発に努めるとともに、フレイル対策の連携のため、市町の高齢者保健事業担当者や栃木県フレイル予防指導者等へ向けた研修会を開催しました。

② フレイル対策保健事業

a 対象者選定基準

- ・令和5年度健康診査結果においてBMIが20以下の者で、令和4年度から2kg以上体重が減少している低栄養者
- ・上記に該当する者のほか広域連合と市町が協議して必要と認めた被保険者

b 実施結果

令和6年度は、対象者へアンケートを含む通知を送付の上、委託先である栃木県栄養士会の管理栄養士により、訪問又は電話による相談・指導を実施しました。

また、アンケート及び保健指導の結果、フレイルの心配がある者については、情報提供による市町連携を図りました。

対象 人数	保健指導 実施人数	改善 人数	改善 割合	市町連携人数	
				アンケート	保健指導
677人	100人	23人	23%	10人	3人

<改善効果判定基準>

保健指導の前後における10食品群の摂取状況に変化が見られた者を改善ありと判定しています。

5 健康診査事業

(1) 目的

フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するとともに、生活習慣病を早期に発見して重症化を予防し、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的とします。

(2) 実施状況

実施にあたっては、被保険者の利便性を考慮し、広域連合が全ての市町に委託して行っています。

(3) 検査項目

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第1条第1項第1号から第9号まで（腹囲の検査は除く。）に規定する項目に準じ、下記の項目について実施しています。

また、フレイル等の高齢者の特性を踏まえた健康状態を把握するための「後期高齢者の質問票」を用いた問診を、併せて実施しています。

区 分	検査項目
質問項目	服薬・既往歴・生活習慣に関する項目、自覚症状等
身体計測	身長、体重、BMI、血圧
理学的検査	理学的所見（身体診察）
血液化学検査（脂質）	中性脂肪、HDL・LDLコレステロール

肝機能検査	A S T、A L T、 γ -G T
血糖検査※	空腹時血糖、ヘモグロビンA 1 c、随時血糖
尿検査	尿糖、尿蛋白

※空腹時血糖、ヘモグロビンA 1 c、随時血糖のいずれかを実施する。

(4) 受診率の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	72,666人	77,595人	84,069人
受診率	30.2%	30.5%	30.0%

*令和6年度から国が定めた統一基準により受診率を算定

6 歯科健康診査事業

(1) 目的

歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態に問題がある高齢者や、口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングし、詳しい検査や治療等につなげることで、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等を実現することを目的として、年度内1回無料で実施しています。

(2) 実施状況

実施にあたっては、被保険者の利便性を考慮し、広域連合が市町に委託して行っています。実施市町数は年々増加しており、令和6年度は25市町中24市町で実施されました。

検査内容	実施市町
基本項目のみ	佐野市、日光市、真岡市、矢板市、さくら市、上三川町、茂木町
口腔機能評価含む	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町

(3) 検査項目

① 基本項目（必須）

「歯牙の状態」、「口腔清掃状態」、「歯周組織の状況」

② 口腔機能評価（必要に応じて実施）

「咀嚼機能」、「舌・口唇機能」、「嚥下機能」

(4) 受診率等の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	1,911人	4,665人	4,393人
受診率	5.63%	7.42%	6.80%
実施市町数	19	22	24

7 重複・頻回受診者相談・指導事業

(1) 目的

医療機関等に重複・頻回受診している被保険者に対し、保健師等が相談・指導を実施し、必要な保健指導や福祉サービス等の情報提供を行うことにより、適正受診の促進及び健康管理に係る意識の向上を図り、医療費の適正化を推進することを目的とします。

令和6年度は、広域連合保健師により、対象者へアンケートを含む通知及び電話による相談・指導を実施しました。

また、アンケート及び保健指導の結果、フレイルの心配がある者については、情報提供による市町連携を図りました。

(2) 対象者選定基準

① 重複受診者

同一疾病により複数の医療機関等に2か月以上継続して受診している者で、投薬・注射・処置等治療の重複がある者（医療機関からの紹介及び検査のための重複受診は除く。）

② 頻回受診者

1か月における同一医療機関等への受診した日数が、2か月以上継続して15日以上ある者（人工透析、リハビリテーション及び関節注射等による受診は除く。）

(3) 実施結果

年度	対象区分	実施人数	改善人数①	改善割合	1か月あたりの効果額② [医療費ベース]	1人あたりの効果額②/① [医療費ベース]	市町連携人数
3	重複	32人	10人	31.3%	249,707円	24,971円	7人
	頻回	40人	16人	40.0%	216,617円	13,538円	4人
4	重複	10人	7人	70.0%	8,028円	1,147円	2人
	頻回	4人	1人	25.0%	184円	184円	1人

5	重複	3人	1人	33.3%	1,848円	1,848円	—
	頻回	25人	13人	52.0%	3,389円	261円	1人
6	重複	0人	0人	0.0%	—円	—円	—
	頻回	31人	10人	32.3%	91,927円	9,193円	3人

<改善効果判定基準>

指導前3か月間の受診状況と指導後3か月間の受診状況を比較し、次のいずれかに該当した場合を効果ありとしています。

- ・選定基準に該当しなくなった。
- ・診療報酬請求額に減額が見られた。
- ・頻回受診ではあるが、受診日数が減少した。

8 重複・多剤服薬者相談・指導事業

(1) 目的

多剤・重複投薬の現状を把握し、被保険者や関係者に正しい服薬の知識を周知するとともに、保健師等が相談・指導を実施することで、必要な保健指導や福祉サービス等の情報提供を行うことができるよう、保健指導の体制を構築することを目的とします。

なお、令和6年度は、広域連合保健師により、2市町に対し文書指導及び訪問相談・指導、17市町に対し文書指導を実施しました。

また、実施の結果、継続した支援が必要と判断された者については、情報提供による市町連携を図りました。

(2) 対象者選定基準

同一の効能・効果がある薬剤を複数の医療機関で2か月以上処方されている者かつ1か月につき6剤以上処方されている者

(3) 実施結果

区分	実施人数	改善人数	改善割合	市町連携人数
訪問相談・指導 (文書指導含む)	45人	20人	44.4%	5人
文書指導	86人	51人	59.3%	20人

<改善効果判定基準>

指導前3か月間の受診状況と指導後3か月間の受診状況を比較し、診療報酬請求額に減額が見られた場合を効果ありとしています。

9 ジェネリック医薬品普及・啓発事業

(1) 目的

ジェネリック医薬品の普及促進を強化し、被保険者の負担軽減及び医療保険財政の健全化を図ることを目的とします。

(2) 実施状況

① ジェネリック医薬品希望カード配付事業

令和6年度は、月次年齢到達者の被保険者証又は資格確認書に同封するとともに、市町窓口を設置し啓発に努めました。

② ジェネリック医薬品利用差額通知事業

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合、一定金額以上の負担軽減の可能性がある方へ、参考として年2回通知しました。

- ・通知対象者数 令和6年8月：16,154人、令和7年2月：4,079人
- ・抽出条件 令和6年5月・11月調剤分で、投薬期間が1日以上、変更した際の差額が1薬剤あたり100円以上
- ・効果測定 年換算で約5,800万円の削減（令和6年9月から令和7年2月までの調剤分において通知対象の先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた者に係る薬剤費）

10 医療費通知事業

(1) 目的

被保険者の方に、医療機関等で受けた診療の内容を確認し、健康や医療に対する理解を深めていただくことを目的に実施しています。

(2) 実施状況

令和6年7月発送 (令和5年12月～ 令和6年3月診療分)		令和6年11月発送 (令和6年4月～ 7月診療分)		令和7年2月発送 (令和6年8月～ 11月診療分)	
対象者数	発送数	対象者数	発送数	対象者数	発送数
280,761人	281,302通	284,879人	285,467通	289,129人	289,670通

11 レセプト点検

(1) 目的

広域連合では、診療報酬の審査支払及び2次点検業務を国保連合会に委託するとともに、局内において3次点検を実施し、医療費の適正化を図る

ことを目的として実施しています。

(2) 実施状況

令和6年度は、32,842件のレセプトを査定又は返戻しました。

<再審査請求の状況>

	区 分	① 審査請求		② 審査結果		割合(件数) ② / ①
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	
令和4年度	2次点検	39,583	7,345,208	21,953	210,674	55.46%
	3次点検	2,319	412,661	1,884	72,336	81.24%
	合 計	41,902	7,757,869	23,837	283,010	56.89%
令和5年度	2次点検	39,936	8,321,351	24,615	226,670	61.63%
	3次点検	3,011	529,536	2,639	94,295	87.65%
	合 計	42,947	8,850,887	27,254	320,965	63.46%
令和6年度	2次点検	48,012	8,723,365	28,423	252,997	59.20%
	3次点検	5,912	492,252	4,856	104,692	82.14%
	合 計	53,924	9,215,617	33,279	357,689	61.71%

1 2 療養費患者調査

(1) 目的

療養費（柔道整復師、あん摩・マッサージ指圧師等の施術に係るもの）の支給申請内容、受療状況等を調査し、支給の適正化を図ることを目的として実施しています。

(2) 実施方法

重複頻回の被保険者が多い施術所や不適切な申請が疑われる施術所等で受療した被保険者を対象に、必要に応じて文書による調査を実施します。

1 3 長寿・健康増進事業

(1) 目的

市町が実施する高齢者の健康づくりを推進する事業等に対して、国の特別調整交付金（長寿・健康増進事業及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ）を活用し、その取組を支援することにより、高齢者の特性を踏まえた多様な事業の実施を推進し、高齢者の健康の保持増進及び生活の質の維持向上を図ることを目的に実施しています。

(2) 事業実績

事業分類	交付市町
① 健康診査等事業 (人間ドック等に係る事業含)	全 25 市町
② フレイル対策事業 (一体的実施に係る事業を除く)	足利市・鹿沼市・日光市・大田原市・ 下野市・上三川町・芳賀町・野木町・ 高根沢町・那須町・那珂川町
③ 一体的実施を推進するための 事業	足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・ 小山市・真岡市・大田原市・矢板市・ さくら市・那須烏山市・上三川町・益子町・ 茂木町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・ 高根沢町・那須町・那珂川町
④ その他高齢者の健康増進のため 必要と認められる事業	実績なし
⑤ 健康診査等(追加項目) ※ 1	宇都宮市・栃木市・佐野市・日光市・矢板市・ 那須塩原市・さくら市・茂木町・芳賀町・ 壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町・ 那珂川町
⑥ 健康教育・健康相談等 (ヘルスポイント事業含) ※ 1	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・ 鹿沼市・日光市・真岡市・大田原市・ 矢板市・那須塩原市・那須烏山市・下野市・ 益子町・市貝町・茂木町・芳賀町・高根沢町・ 塩谷町・那須町・那珂川町
⑦ その他、被保険者の健康増進の ために必要と認められる事業 (はり・きゅう等利用費助成含) ※ 1	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・ 日光市・小山市・真岡市・大田原市・茂木町・ 野木町・塩谷町

※ 1 特別調整交付金のうち、長寿・健康増進事業に該当する事業

1 4 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施

(1) 目的

広域連合が実施する高齢者の保健事業について、国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業と一体的に実施することで、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな支援を行うことを目的としています。

(2) 実施状況

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施は、令和 2 年度から開始された事業で、令和 6 年度は全 25 市町で実施されています。

(3) 実施内容

広域連合では、市町に委託して下記の業務を実施するとともに、市町が業務を実施するに当たり必要な支援を行っています。

＜企画・調整等に関する業務＞

- ① 事業の企画・調整等
- ② K D B システム等を活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握
- ③ 医療関係団体等との連絡調整

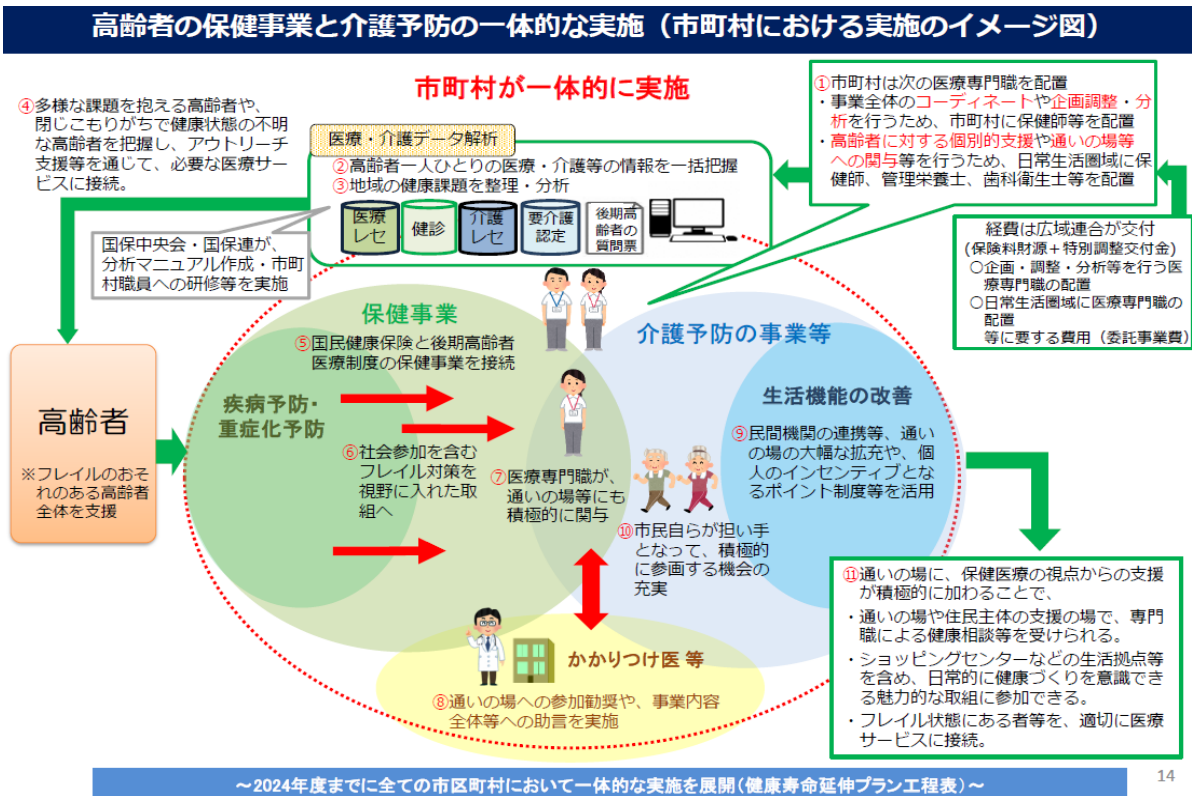
＜高齢者に対する支援業務＞

- ① 高齢者に対する個別的支援
 - ・ 低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防の取組
 - ・ 重複・頻回受診者、重複投薬等への相談・指導の取組
 - ・ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

② 通いの場等への積極的な関与等

＜広域連合が実施する市町への支援＞

- ① 県内の健康課題の把握及び市町への情報提供
- ② 市町の事業の実施や評価を支援するための研修会の開催
- ③ 栃木県、栃木県国民健康保険団体連合会及び関係団体等との調整及び連携



1 5 健康づくり普及・啓発事業

(1) 目的

被保険者一人ひとりの健康づくりに関する意識を高めることを目的としています。

(2) 実施状況

①健康づくり体験談・健診に関する川柳募集事業の実施

運動・暮らし・生きがい等の健康法とその効果についての作文や健診を受けることへの関心を高め、健診に行きたくなるような川柳を募集し、優秀作品は広域連合のホームページや広報紙等で周知紹介しました。

- ・ 募集期間 令和6年8月1日から9月30日
- ・ 対象者 70歳以上の方
- ・ 応募件数 体験談 13件
川柳 43件
- ・ 優秀作品 体験談 最優秀賞1件、優秀賞1件、佳作1件、特別賞1件
を表彰
川柳 最優秀賞1件、優秀賞2件、佳作2件、特別賞1件
を表彰

②ASPO健康特集の発行

健康づくり体験談や川柳の紹介、高齢者の医療制度や保健事業についてのお知らせなどを掲載した新聞別刷を広報紙として発行し、被保険者やその家族に健康に関する情報を広く周知しました。

- ・ 発行日 令和6年8月4日（日）
- ・ 発行部数 29万部
- ・ その他 4,000部を県内市町窓口等に配布

1 6 市町及び関係機関との連携による取組

(1) 目的

市町、栃木県、栃木県国民健康保険団体連合会及び関係機関と連携し、保健事業を効果的に進めることを目的として実施しています。

(2) 実施状況

①高齢者保健事業推進協議会の開催

- ・ 協議会（5月・1月）

- ・ 個別検討会（6月・9月）
- ② 高齢者保健事業担当者連絡会議の開催（8月・2月）
 - ※ 県及び国保連合会と共催
- ③ 市町ヒアリング（一体的実施に関する取組支援等）の実施
 - ・ 那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、塩谷町
- ④ 一体的実施・KDB活用支援ツール等の操作に係る個別支援の実施
 - ・ 宇都宮市、栃木市、小山市、大田原市、那須烏山市、下野市、
上三川町、市貝町、芳賀町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町